

官公庁リース契約の標準化等

2023年12月7日
公益社団法人リース事業協会

公益社団法人 リース事業協会の概要

会員会社 228社(正会員 81社、賛助会員147社)

設立 社団法人 リース事業協会 1971年10月

公益社団法人 リース事業協会 2013年4月

ホームページ <https://www.leasing.or.jp/>

業務概要

- ① リース及びリース事業に関する調査研究並びにそれらに関連する提言
 - リース会計・税制・法制に関する提言、規制・制度改革提言、リース契約書(参考)の作成、インボイス制度対応、サステナビリティに関する調査研究
- ② リース及びリース事業に関する広報
 - 月刊リース、ユーザー向けパンフレット、協会ホームページの運用、社会貢献活動、カーボンニュートラル行動計画、早稲田大学寄附講座
- ③ リース及びリース事業に関する相談並びに情報提供
 - 企業・官公庁等からの各種問い合わせ対応
- ④ リース及びリース事業に関する研修
 - Web研修(基礎講座、専門講座、演習)
- ⑤ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

官公庁ごとに異なるリース契約書を統一化すること

官公庁サイドの リース活用の課題(例)

リースの入札公告をしてもリース会社の
応札者数が少ない
リース契約書を作成する手間がかかる

リース会社サイドの官公庁向け リースの課題(例)

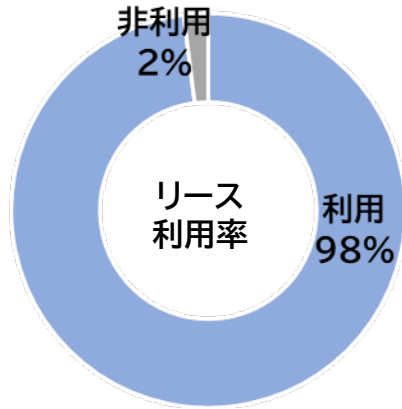
取引条件や仕様が不明確であり、官公庁
との協議が必要
社員のワークライフバランスを促進する
中で過重な事務負担(契約書の確認等)
が生じる場合、入札を見合わせる

リース契約書を統一化することの効果

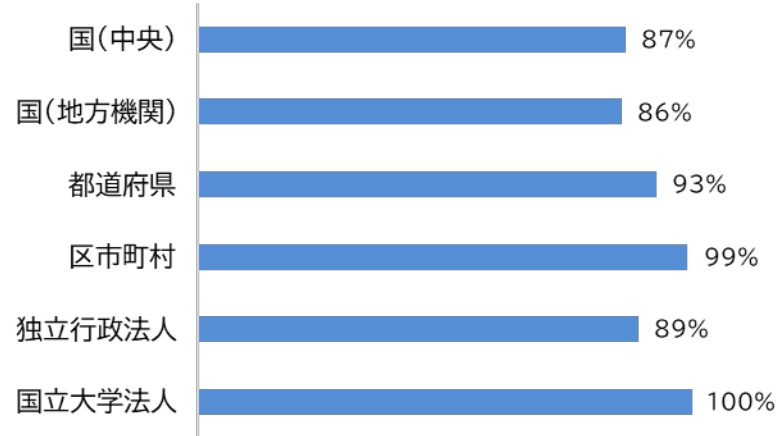
- 応札者が増加することにより、官公庁は有利な条件で設備を導入できる
- 官公庁は設備調達手段を多様化できる
- 取引条件が明確化され、官公庁・リース会社間で契約内容に関する協議が不要となる
- 官公庁・リース会社双方の事務負担を軽減できる

1. 官公庁向けリースの現状

<官公庁のリース利用率>



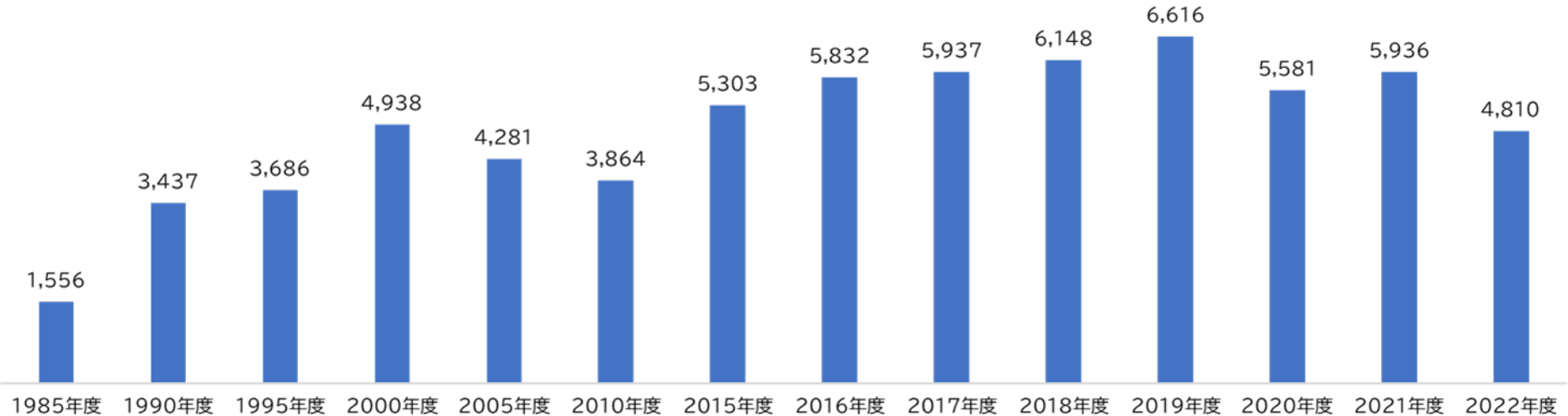
参考:組織別のリース利用率



出所:リース事業協会「官公庁におけるリース利用等に関する実態調査結果」(2019年9月)

<官公庁向けリースの市場規模>

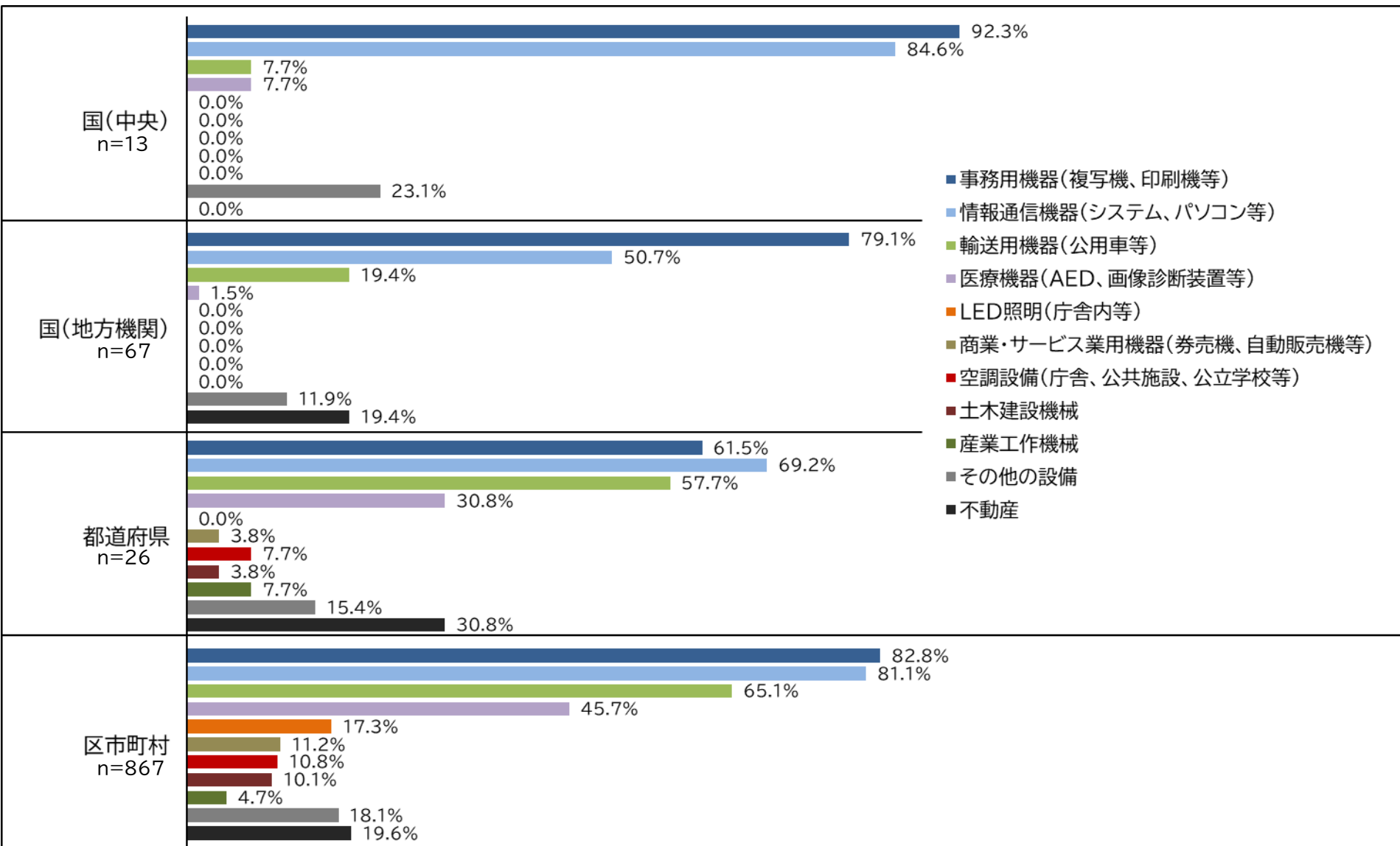
(単位:億円)



出所:リース事業協会「企業規模別リース統計(年度)」リース取扱高ベース(リース契約総額)

1. 官公庁向けリースの現状

<官公庁のリース利用設備>

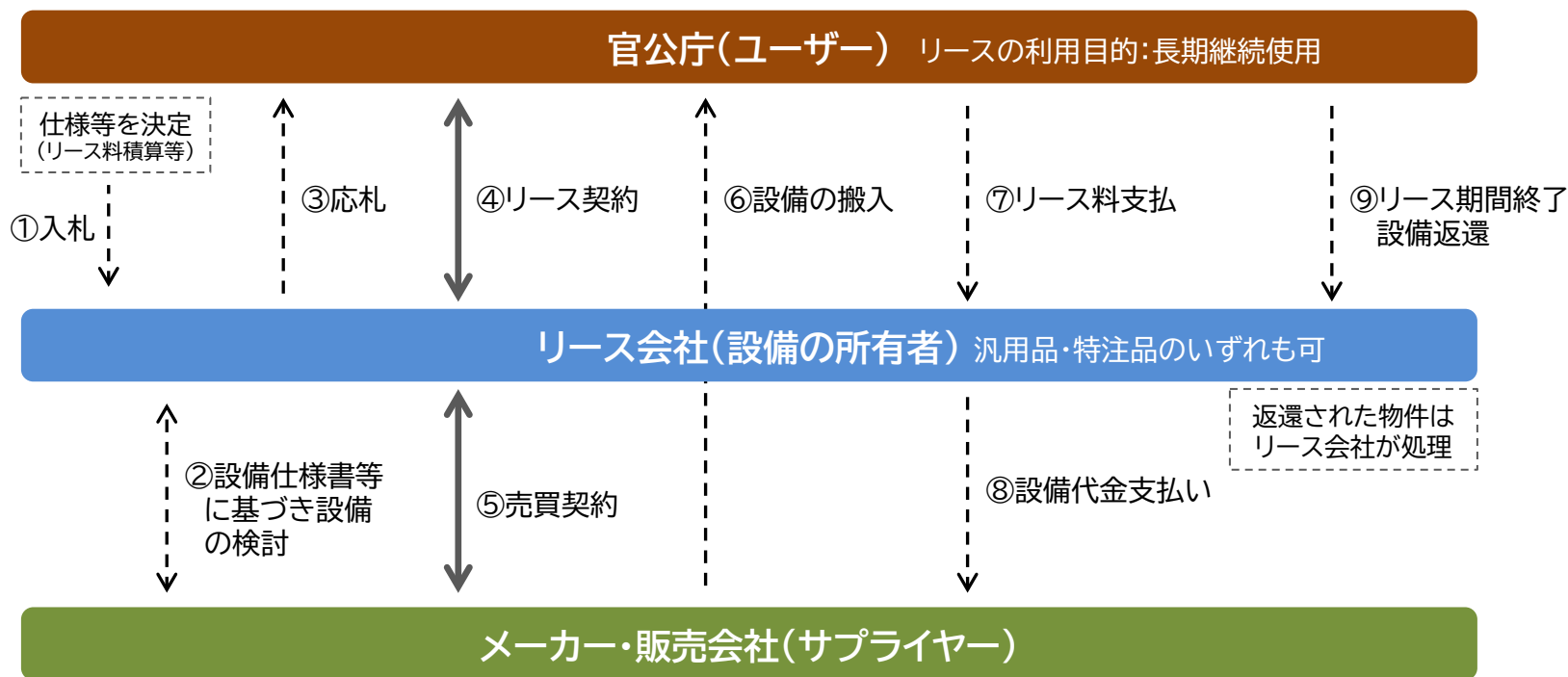


出所:リース事業協会「官公庁におけるリース利用等に関する実態調査結果」(2019年9月) 官公庁対象調査

©2023 公益社団法人リース事業協会

2. 官公庁リースの仕組み

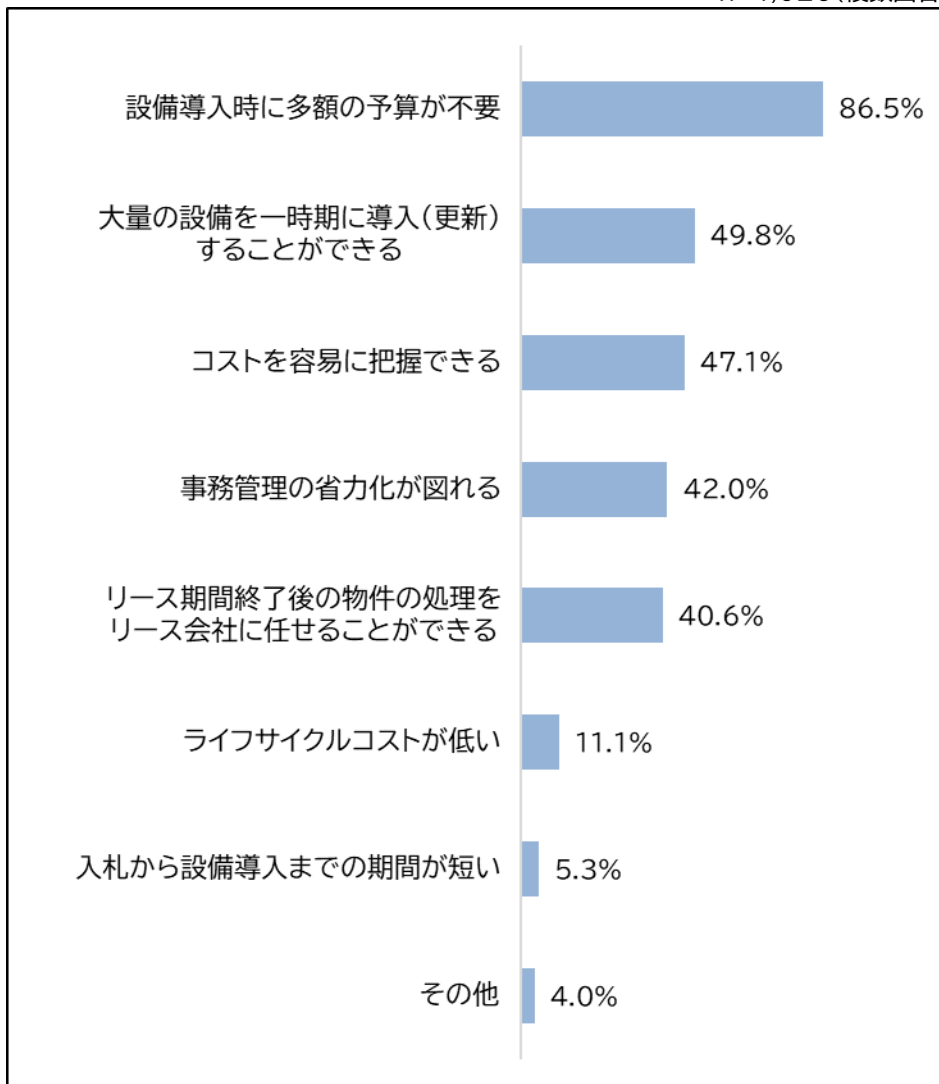
- 官公庁が導入を希望する設備を選定します。リース会社は、落札後、設備仕様書に基づき、官公庁に代わって設備を購入して、毎月定額のリース料で長期間(年単位)貸します。



3. 官公庁リースのメリット・デメリット

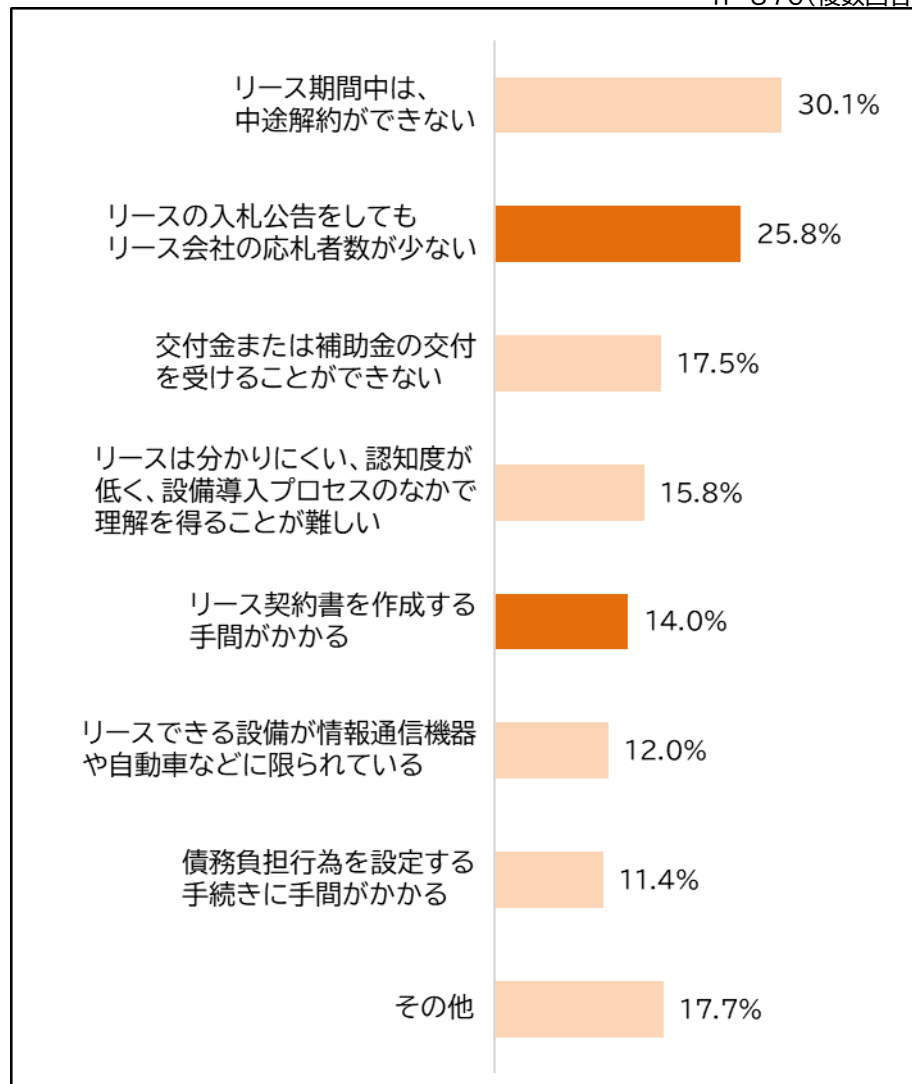
■官公庁のリース利用理由(メリット)

n=1,026(複数回答)



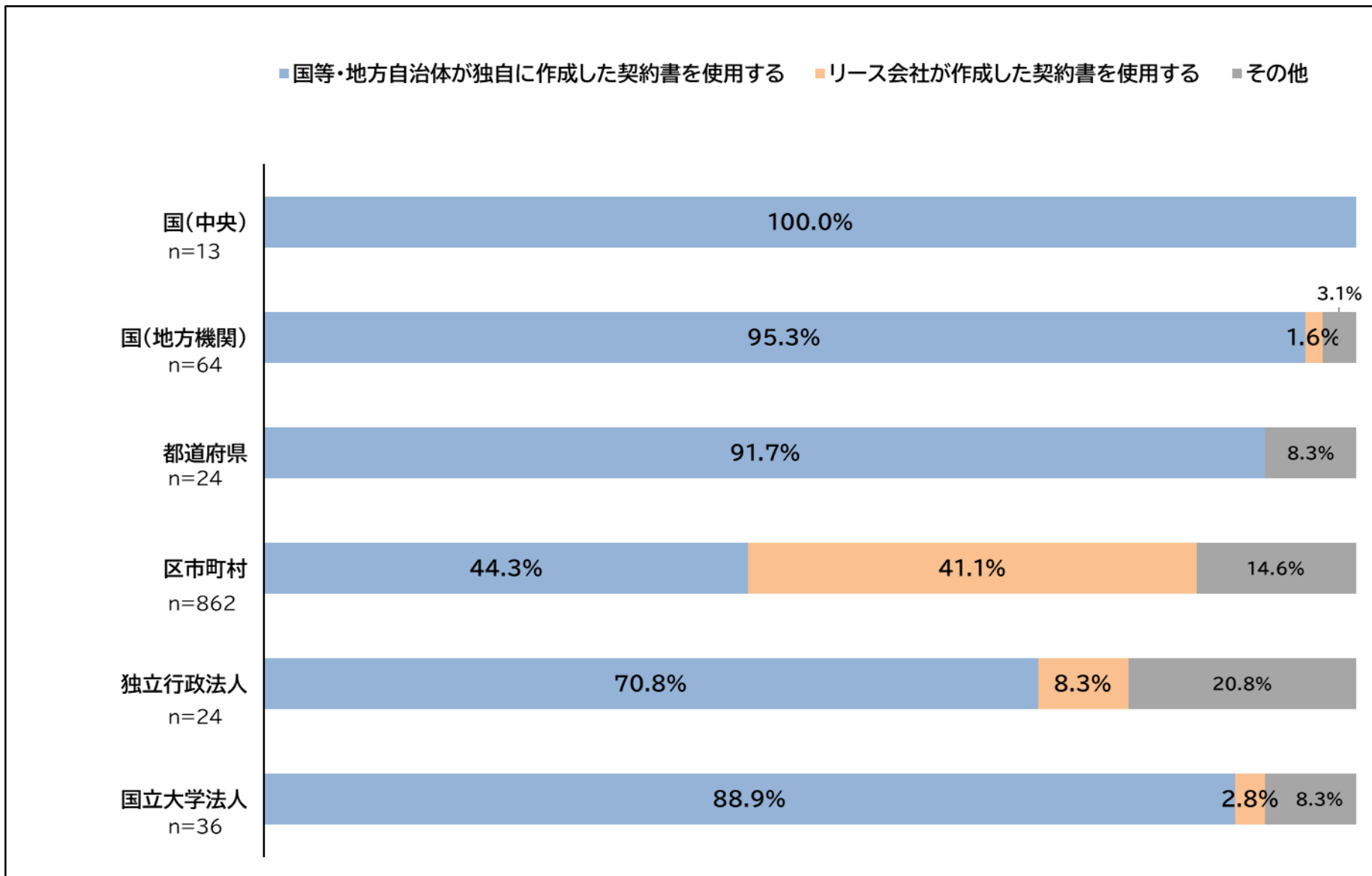
■官公庁のリース利用の課題(デメリット)

n=876(複数回答)



出所:リース事業協会「官公庁におけるリース利用等に関する実態調査結果」(2019年9月) 官公庁対象調査

4. 官公庁リースの契約書



出所:リース事業協会「官公庁におけるリース利用等に関する実態調査結果」(2019年9月) 官公庁対象調査

4. 官公庁リースの契約書

中途解約

国、都道府県、区市町村、独立行政法人、国立大学法人のホームページで公開されている契約書(22サンプル)

リース会社のリスク高

官公庁、リース会社ともに、相手方の債務不履行により契約解除できる。

n=20/22

中途解約禁止(官公庁の都合により、リース契約は解約できない。)

n=8/22

予算が減額または削除された場合、または、官公庁の都合により、官公庁が契約変更または解除できる。
この場合、リース会社に生じた損害を賠償する、または、残期間のリース料を支払う。

n=8/22

予算が減額または削除された場合、または、官公庁の都合により、官公庁が契約変更または解除できる。
リース会社に生じた損害は、別途協議する。

n=2/22

予算が減額または削除された場合は、官公庁が契約変更または解除できる。
リース会社に生じた損害は、官公庁に対して一切請求できない。

n=1/22

官公庁の都合で契約解除できる(リース会社に対する損害賠償に関する規定なし)。

n=3/22

保守・修繕

国、都道府県、区市町村、独立行政法人、国立大学法人のホームページで公開されている契約書(22サンプル)

リース料に反映

官公庁が行う。

n=2/22

仕様書に基づきリース会社が行う。

n=12/22

常時正常に設備が使用できるようにリース会社が行う。

n=8/22

4. 官公庁リースの契約書

品質等の担保責任

国、都道府県、区市町村、独立行政法人、国立大学法人のホームページで公開されている契約書(22サンプル)

リース会社のリスク高

双方協議する。
n=2/22

リース会社が修補責任を負う。
n=12/22

リース会社が修補責任を負うとともに、代品提供義務を負う。
n=2/22

条項が定められていない。
n=6/22

危険負担

国、都道府県、区市町村、独立行政法人、国立大学法人のホームページで公開されている契約書(22サンプル)

リース会社のリスク高

官公庁が負う。
n=6/22

条項が定められていない。
n=12/22

リース会社が負う。
n=4/22

返還

国、都道府県、区市町村、独立行政法人、国立大学法人のホームページで公開されている契約書(22サンプル)

リース料に反映

返還費用は官公庁が負担する。
n=4/22

返還費用はリース会社が負担し、撤去費用は官公庁が負担する。
n=7/22

撤去及び返還費用はリース会社が負担する。
n=6/22

条項が定められていない。
n=5/22

4. 官公庁リースの契約書

リース契約書統一の方向性

基本条項

契約の目的、物件の引渡し、物件の保管、リース期間、リース料、債務不履行時の取扱い等

ひな形から選択

中途解約

危険負担

品質等の担保責任

保守・修繕

返還